

平成31年度税制改正要望書

平成30年9月

一般社団法人 日本電機工業会

会長 櫻山正樹

現在のわが国経済は、企業収益は過去最高を記録し、設備投資についても堅調に推移する等、総じて回復基調となっている一方、国内ではデフレ脱却対策の遅れ、人口減少に起因する労働力不足と需要動向への不安、また国外では昨今の米中貿易摩擦の激化等、先行きの不透明感もあり、依然として予断を許さない状況にあります。

このような厳しい状況下においても、我々電機業界は、高効率火力発電機器、再生可能エネルギー設備や環境配慮型家電製品の分野における世界有数の環境・省エネルギー技術等に代表されるように、世界トップレベルの技術開発力を維持しており、それらの技術や製品の国内普及はもとより、全世界への普及を通じて、世界経済の発展や地球規模の環境保全に対して大きく貢献してまいりました。

また近年では、Society 5.0 の実現に向けた Connected Industries 推進政策に呼応すべく、AI、IoT 技術を活用した新たな電機業界自体の事業、スマートマニュファクチャリングに代表されるものづくりの革新ならびに、それを活用した新たな製品・サービスの創出・提供を図るべく鋭意取り組んでおり、さらなる経済発展への貢献に向けて一層の努力をしております。

これらの取り組みを通じて、今後も我々電機業界が、これらの活動を継続し国内外のさらなる経済発展に寄与していくには、主たる活動拠点である国内の企業立地環境のさらなる充実が不可欠であり、そのためにも、わが国税制の整備・見直しが大変重要であると考えます。

平成 31 税制改正要望では、「わが国を支える製造業の成長戦略・競争力強化に資する税制措置」である、以下の 2 点を最優先に要望をいたします。

【最優先要望項目】

わが国を支える製造業の成長戦略・競争力強化に資する税制措置

- 1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充**
- 2. わが国企業の収益力向上ならびに国際競争力強化に資する
企業事務負担の軽減**

その他の要望項目については 5 ページの目次の下段に記載しております。
また、各要望の詳細内容については、6 ページ以降に記載しております。

わが国電機産業の概況

わが国の電機産業は、従来から培ってきた世界最高水準の技術・人材を維持・活用し、強い技術・製品・システムをさらに強くし、国内の生産を確保しつつ、世界へ日本の優れた技術を提供し、常に最先端の製品、システムを創出して事業展開を進めております。

●重電機器分野の概況・取組み

国内では「長期エネルギー需給見通し」及び「温室効果ガス削減目標」に基づき、より高効率な火力発電所の新增設又はリプレース、また再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー製品の普及などが見込まれ、今後も堅調な需要が期待されております。またグローバル市場では、新興国を中心に旺盛なエネルギー需要を背景に、今後も市場拡大が続くと見込まれます。

わが国重電産業としても、日本に強みのある火力・送変電技術の更なる高度化・高効率化の推進やインフラ・システム輸出の競争力強化、再生可能エネルギー拡大とスマートグリッドなど地域・需給システム全体での最適エネルギー管理ビジネスの拡大、また新たな取り組みとして、Society 5.0 の実現に向けた Connected Industries 推進政策に呼応すべく、AI、IoT 技術を活用した新たな電機業界自体の事業、スマートマニュファクチャリングに代表されるものづくりの革新ならびに、それを活用した新たな製品・サービスの創出・提供にも取り組んでおります。

また、わが国企業の海外生産は増加しているものの、主要な生産拠点の多くが国内に残っており、欧米をはじめ中国・韓国メーク等との競争も激化している中、わが国企業が世界有数の技術開発力により国際競争力を維持し、さらに今後期待される新興国需要の事業獲得や、国内雇用維持・創出を実現していくためにも研究開発促進税制拡充等、税制の後押しが重要と考えます。

●家電機器分野（白物家電機器分野）の概況・取組み

国内市場は、景気や天候の影響があるものの、中長期的には買い替え需要などで堅調に推移すると予想され、グローバル市場では生活家電として新興国を中心に需要拡大が見込まれます。

わが国家電産業としても、材料・部品レベルでの改善の積み重ね、キーテクノロジーの技術革新による省エネ・蓄エネ・安全性能や基本機能の更なる向上、エコをキーワードとしたリサイクル技術開発と環境配慮設計による環境にやさしい製品群の創出、家庭・ビルなどにおけるエネルギー利用の最適化と消費者の利便性を実現するスマート家電としての市場拡大を図っていきます。

また家電製品では世界各地で最適地生産（現地生産、現地販売）を行っておりますが、特にわが国製造業の生命線である研究開発については、国際競争力維持を図るべく国内に引き留める施策が必要であり、そのためにも研究開発促進税制拡充が大変重要と考えます。

①電機・電子産業の国内生産額の概況(2017年度)

| 分野 | 金額 | 比率 |
|-----------------|---------|--------|
| 家電機器(JEMA取扱製品) | 19,217 | 9.9% |
| 重電機器(JEMA取扱製品) | 37,580 | 19.4% |
| 電子計算機及び関連装置 | 10,601 | 5.5% |
| 電子管・半導体素子及び集積回路 | 53,520 | 27.7% |
| 民生用電子機器 | 6,219 | 3.2% |
| 電子部品 | 23,511 | 12.2% |
| 通信機械器具及び無線応用装置 | 8,815 | 4.6% |
| その他 | 34,041 | 17.6% |
| 合計 | 193,504 | 100.0% |

出典：経済産業省 生産動態統計

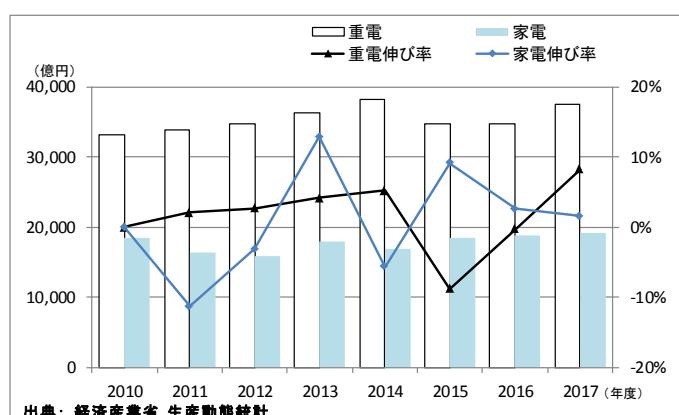
重電製品：

発電用ボイラ及び原動機、回転電気機械、電動機一体機器、静止電気機械器具、閉鎖制御装置及び閉鎖機器、原子力プラント、新エネルギーシステム

家電製品：

生活環境・冷暖空调関連機器、調理厨房関連機器、ホームランダリー関連機器、理美容関連機器、ネットワーク家電機器

②重電・家電製品の国内生産額と伸び率



出典：経済産業省 生産動態統計

■2017年度の状況

重電分野：

IoTを含めた生産設備や自動車・スマートフォン向けの電子部品・半導体の需要などを背景とした国内及び中国を中心とするアジアでの旺盛な設備投資を受け好調に推移し、3兆7,580億円、前年度比108.3%となった。

白物家電分野：

消費者の省エネ・高付加価値製品に対する関心が継続したことから堅調に推移し、1兆9,217億円、前年度比101.7%となった。

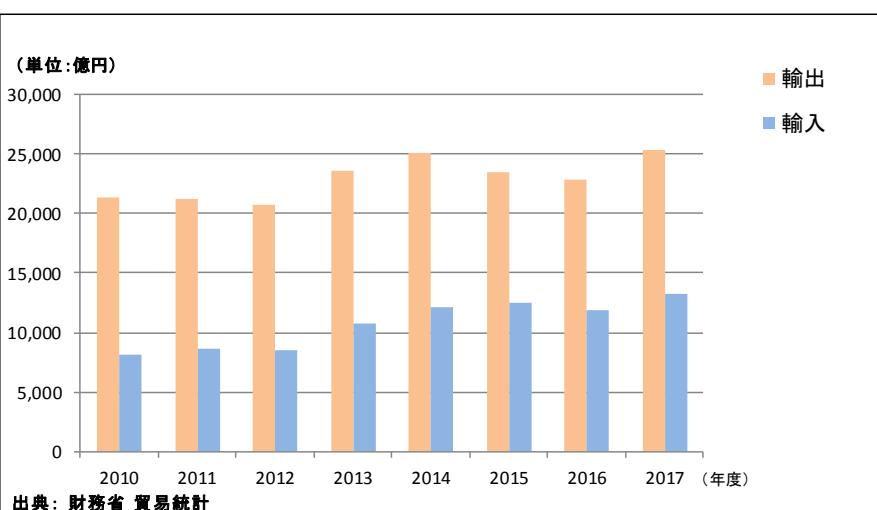
③JEMA主要会員企業の業績状況

(連結ベース 単位:億円)

| No | 年度 | 売上高 | 当期純利益 |
|----|--------|---------|---------|
| 1 | 2015年度 | 332,811 | 479 |
| 2 | 2016年度 | 308,226 | ▲ 2,137 |
| 3 | 2017年度 | 315,825 | 19,736 |

JEMA主要会員会社15社の有価証券報告書より作成

④重電機器の輸出入額の推移



●主な輸入元(2017年度)

| 国名 | 金額 | 比率 |
|----|-------|-------|
| 中国 | 6,221 | 47.1% |
| 米国 | 1,321 | 10.0% |
| タイ | 800 | 6.1% |

●主な輸出先(2017年度)

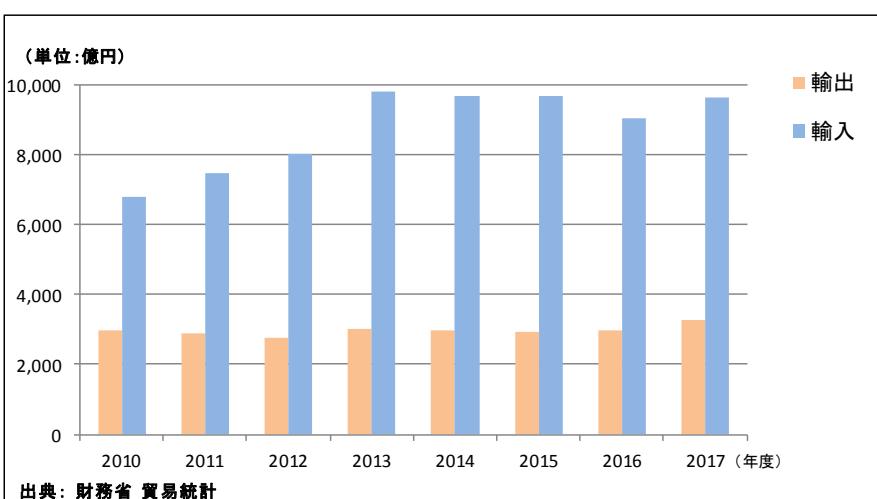
| 国名 | 金額 | 比率 |
|----|-------|-------|
| 中国 | 5,896 | 44.6% |
| 米国 | 4,050 | 30.7% |
| 韓国 | 2,353 | 17.8% |

輸出については、中国等のアジア諸国では電力需要の旺盛な伸びを背景とした石炭火力発電設備や送配電設備等の受注増により、インフラ・システム輸出が増加、また北米では高経年設備の更新需要による輸出増が想定され、今後、増加が見込まれる。

重電製品の省エネ化については、変圧器ではエネルギー変換効率の更なる向上による省エネルギー化や自然環境の保全を目指した新たな基準改定が2014年度より施行されており、2014年1月より「生産性向上設備投資促進税制」、2016年3月より「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進補助事業」の適用が開始されるなど、国内の太陽光発電用受電設備向け需要の後押しもあり、製品性能の改善も進むと同時に、生産も堅調に推移している。

また、モータの省エネ化については、エネルギー利用の高効率化という国際的な動きに適応するためのトップランナー基準が2015年度から施行され、それにより電気エネルギーを機械エネルギーに変換する損失の改善率については、従来のモータ(JIS C 4210-2010相当)で比較すると、トップランナーモータでの損失は34.8%の損失改善となっている。

⑤家電機器の輸出入額の推移



●主な輸入元(2017年度)

| 国名 | 金額 | 比率 |
|-------|-------|-------|
| 中国 | 6,548 | 68.1% |
| タイ | 1,126 | 11.7% |
| マレーシア | 940 | 9.8% |

●主な輸出先(2017年度)

| 国名 | 金額 | 比率 |
|----|-----|-------|
| 中国 | 687 | 21.1% |
| 米国 | 613 | 18.8% |
| 台湾 | 252 | 7.7% |

家電製品の生産は生産コスト低減等のため海外にシフトし、現地生産・現地販売が主流となっている。また、輸入については、海外生産していた国内向け製品の生産拠点の国内回帰の動きもあるものの、急激な変化はみられない。

また家電製品の省エネ化については、1999年4月にトップランナー基準が導入され、電気冷蔵庫、ルームエアコン、ジャー炊飯器、電子レンジなどを含め計32機器(2018年5月現在)がその対象として指定され、中でも電気冷蔵庫は10年前と比べて約5割の消費電力量となっている。

■電気冷蔵庫の消費電力量の変化

2006年度 610～680kWh/年 ⇒ 2016年度 320～360kWh/年

⑥世界のエネルギー、環境分野を牽引する日本の電機産業の更なる高度化、高性能化のための開発の推進

原子力発電分野

⇒福島第一原子力発電所の廃炉・除染・汚染水対策については、我が国の高い技術力を結集し、その収束に向け鋭意対応している。また、我が国の原子力技術は海外でも高く評価されており、原子力発電を推進する諸国への世界最高レベルの原子力技術の提供を行う一方、その高い技術力を生かし、医療用加速器・粒子線応用製品の開発促進・普及(原子力技術の医療分野への応用)も着実に進めている。

火力発電分野

・超々臨界圧石炭火力発電、石炭ガス化複合発電、高効率ガスタービンコンバインドサイクル

⇒我が国企業の製品は世界最高水準の技術により効率性・信頼性が高く、高効率化・CO₂排出削減による省エネ化・地球温暖化防止に大きく寄与している。

【LNG火力】(下図参照)

1700°C級の超高温ガスタービン複合発電(GTCC)や発電効率63%程度を目指したガスタービン燃料電池複合発電(GTFC)、中小型基向けの高湿分空気利用ガスタービン(A-HAT)の開発を推進している。

【石炭火力】(下図参照)

現在、微粉炭火力の超々臨界圧火力発電(USC)が最高効率の技術として実用化されている。今後、蒸気温度700°C級により発電効率46%程度を目指した先進超々臨界圧火力発電(A-USC)の開発を進めるとともに亜瀝青炭や褐炭も使用可能な石炭ガス化複合発電(IGCC)、石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)の技術開発を進めることで、更なる効率化を推進している。

・環境システム(脱硫・脱硝装置等)

⇒火力発電所・工場内設置ボイラ・ガスタービン等の排ガス処理について、我が国企業の製品は昨今の厳しい排出規制を守るべく、効率的かつ処理性能の高い設備を提供している。

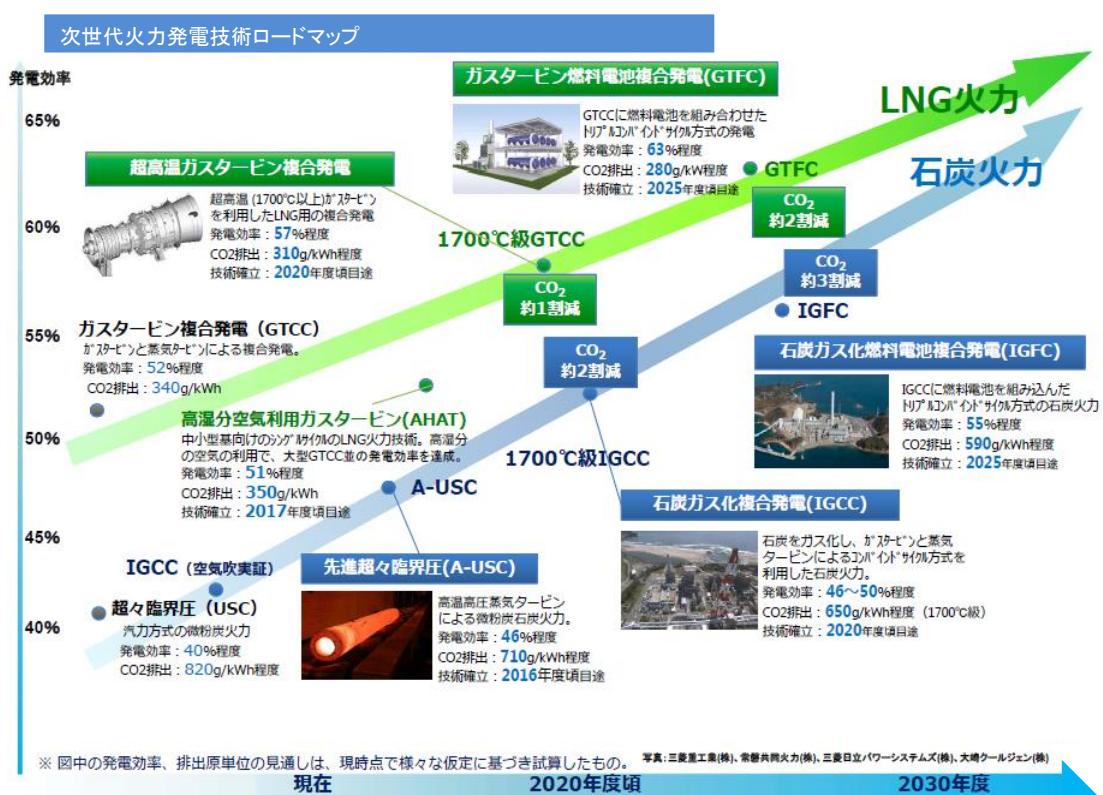
・二酸化炭素回収・貯留技術

⇒工場や発電所から排出されるCO₂を地中深くに埋める技術であり、新たな地球温暖化防止策として実用化を推進している。

再生可能エネルギー分野

・風力発電

⇒浮体式風力発電設備では、我が国企業の高い技術により、世界に類を見ない深い海域における風車設置や、潮流の激しい海域での高圧変電設備設置も進んでいる。



出典: 経済産業省資源エネルギー庁 次世代火力発電の早期実現に向けた協議会(第3回会合)(2015/7/6) 資料3

平成 31 年度税制改正要望項目一覧

■わが国を支える製造業の成長戦略・競争力強化に資する税制措置【最優先要望項目】

1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充

- (1)総額型の税額控除限度額の拡充(法人税額の25%→30%)
- (2)特別試験研究費の適用要件および書類提出手続き等の簡素化ならびに拡充
- (3)組織再編があった場合の比較試験研究費の見直し

2. わが国企業の収益力向上ならびに国際競争力強化に資する企業事務負担の軽減

【国税】

(1)消費税

①消費税申告納付期限の延長措置導入

②消費税仕入税額控除制度「95%ルール」の復活

(2)移転価格税制の見直し(国際課税)

①移転価格税制における国外関連者に係る明細書の廃止

②相互協議および事前確認制度(A P A)の決着に伴う過年度修正について、

地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において一括調整が図れる

仕組みの創設

(3)受取配当金の益金不算入制度にかかる負債利子控除計算の撤廃

(4)減価償却制度の見直し

①少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

②減価償却資産区分の簡素化・明確化

③減価償却費にかかる損金経理要件の廃止

【地方税】

(1)地方税納付事務の簡素化

(2)地方税への連結納稅制度の導入

(3)事業所税の廃止・見直し

(4)償却資産税における償却計算を法人税と同一化

■加速する企業のグローバル化に即した事業環境整備に資する税制措置

3. 繰越欠損金の繰越控除期間の延長

4. 国際関連税制の見直し

(1)外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の適用判定基準の引下げ

(16%未満)

(2)外国税額控除制度の改善

(3)二国間租税条約の新規締結・改定の推進

(4)移転価格税制の見直し

(5)BEPS 対応関連

5. 受取配当金の益金不算入制度の改善

6. その他税制の見直し

【国税】

(1)役員給与に係る「業績連動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和

(2)寄附金の損金算入限度額の見直し

【地方税】

(3)償却資産に係る固定資産税の廃止

■わが国を支える製造業の成長戦略・競争力強化に資する税制措置

【最優先要望項目】

1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充

平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」においては、昨年の基本方針に引き続きSociety5.0の実現に向けた研究開発投資の促進などにより、2025年までに官民合わせて研究開発投資をGDP比4%以上とすることを目標として掲げており、研究開発投資促進が極めて重要な国家戦略として位置づけられています。

企業の研究開発投資は、将来の収益実現のため長期的視野に立ち、絶えず行われており、我々電機業界としても、研究開発投資こそ製造業の生命線であると考え、絶えず投資を継続しております。

近年、諸外国において研究開発促進税制拡充が活発化する中、わが国の研究開発促進税制(R&D税制)についても拡充を行えば、将来にわたって企業が安定的・継続的に研究開発投資を行える国内立地環境がさらに整備され、技術立国としてのわが国の国際的競争力維持にも繋がる等、わが国経済に好循環をもたらすと考えられます。

平成29年度税制改正では、本税制に係る試験研究費の範囲について「新サービス」の開発に係る費用にも拡げ、また特別試験研究費についても費用の適用範囲を広げる等、制度の充実を図っていただいておりますが、一層の経済活性化のためにも、本制度のさらなる拡充について、以下の通り要望いたします。

- (1)総額型の税額控除限度額の拡充(法人税額の25%→30%)
- (2)特別試験研究費の適用要件および書類提出手続き等の簡素化ならびに拡充
 - ①会計士・税理士等による特別試験研究費の額の監査及び確認に係る要件緩和
 - ②研究開発を行うベンチャー企業等との共同研究に係る控除率の引き上げ
- (3)組織再編があった場合の比較試験研究費の見直し
 - ①認定制度でなく届出のみで認められる制度とする。もしくは、認定された場合、組織再編の日に遡って効力が認められるような、みなし認定制度へと改正する。
 - ②現物出資においても、現物分配と同様に研究開発資産に該当しない場合に調整計算を除外する規定を導入する。
 - ③連結納税会社間の組織再編では、連結納税合計としては変わらないため、届出のみで組織再編に係る調整が認められるような規定を導入する。

【図表 1】 J E M A 主要会員企業における研究開発費の状況

・企業は単年度の損益にかかわらず研究開発を継続して行っている。

(連結ベース 単位:億円)

| No | 年度 | 売上高 | 当期純利益 | 研究開発費 | 研究開発費比率 |
|----|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1 | 2015年度 | 332,811 | 479 | 16,187 | 4.9% |
| 2 | 2016年度 | 308,226 | ▲ 2,137 | 15,039 | 4.9% |
| 3 | 2017年度 | 315,825 | 19,736 | 14,156 | 4.5% |

JEMA主要会員会社15社の有価証券報告書より作成

【図表 2】 各国の研究開発税制の制度比較

・各国の制度において控除限度額自体が無い国が多い。

| 国名 | 制度 | 控除限度額 |
|----|-----------------------------------|--|
| 英国 | 損金算入型 | 無 |
| 米国 | 税額控除型 | 法人税額の75% |
| 仏国 | 税額控除型(総額型) | 無 |
| 韓国 | 税額控除型(総額型又は増加型) | 無 |
| 中国 | 損金算入型 | 無 |
| 日本 | 税額控除型 (総額型+オープンイノベーション型+上乗せ措置) | ■総額型=法人税額の25% ■オープンイノベーション型=同5% ■上乗せ措置(高水準型)=同10% ※18年度末まで |

出典：経済産業省「平成29年度税制改正に関する経済産業省要望」等より作成

2. わが国企業の収益力向上ならびに国際競争力強化に資する企業事務負担の軽減

電子申告については、30年度税制改正において大企業では2020年度から法人税、消費税、地方法人二税等の電子申告義務化が決定し、またこれにあわせ、企業の電子申告の利便性の向上に資するよう、電子申告にかかる制度及び運用を見直すとされる等、制度改善が進んでおります。

しかしながら各企業では、それらの申告作業だけでなく、税制が高度化・複雑化するなか付随して生じている日常の経理処理、また税目によっては会計制度上で認められている処理と税法上の処理の相違による調整作業等、相当な事務作業に忙殺され、労働時間の増加、それに伴う企業収益低下、延いてはわが国企業の国際競争力の低下に繋がっているとも推測されます。

それらのコスト削減により、わが国企業の収益力向上ならびに国際競争力強化に資するだけでなく、政府の掲げる「働き方改革」にも貢献できる観点から、国税ならびに地方税の経理処理における企業事務負担軽減について、以下の通り要望いたします。

【国税】

(1) 消費税

①消費税申告納付期限の延長措置導入

法人税の申告納付期限延長をした場合、先に申告納付した消費税額と法人税申告書作成時点の消費税額との間で差異が生じるケースがあり、その場合には消費税の修正申告が発生し、事務処理が煩雑となります。その点を改善するため、消費税申告納付期限についても、法人税や地方税の申告納付期限と同様、延長措置の導入を要望いたします。

②消費税仕入税額控除制度「95%ルール」の復活

平成24年度税制改正にて撤廃された消費税仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」について、企業の膨大な事務コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についても「95%ルール」の復活を要望いたします。

(2) 移転価格税制の見直し(国際課税)

- ①国外関連者に関する明細書について、事務効率化の観点から廃止を要望いたします。
- ②相互協議および事前確認制度（APA）の決着に伴う過年度修正について、地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において一括調整が図れる仕組みを創設することを要望いたします。

(3) 受取配当金の益金不算入制度にかかる負債利子控除計算の撤廃

益金不算入額の計算にかかる、関連法人株式等の保有区分にのみ規定されている負債利子控除については、事務負担軽減のため、他の保有区分の規定と同一として撤廃いただくよう要望いたします。

(4) 減価償却制度の見直し

① 少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

経済実態ならびに事務処理簡素化の観点から、また少額設備の更新需要を喚起することで投資の拡大効果が期待されることから、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円未満から、30万円未満に引き上げる。また、ソフトウェアについては損金算入限度額100万円未満に引き上げるよう要望いたします。

② 減価償却資産区分の簡素化・明確化

平成20年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化・明確化が図られましたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、企業の管理コストの軽減と適切な運用の推進のためにも簡素化・明確化を図るよう要望いたします。

また、機械装置において、耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」等）には、その他のものとして長い耐用年数が適用されるものがあるため、見直しを図り明確化するよう要望いたします。

③ 減価償却費にかかる損金経理要件の廃止

減価償却費は、既に建物付属設備と構築物において法人税法上、定額法のみとされ会計上認められる基準との乖離が発生しており、損金経理要件の意義がなくなると考えられ、事務処理効率化のためにも廃止いただくよう要望いたします。

【地方税】

(1) 地方税納付事務の簡素化

地方税については、自治体毎に納付手続が必要であることや電子納付未対応の自治体が多いこともあります、さらなる利便性向上が望まれます。

地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって大きな事務負担となっています。企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることからも、本店所在地への一括納付を認める、また31年度10月より開始予定の「共通電子納税システム」の対象に償却資産税までを含む等、納付事務の簡素化を要望いたします。

(2) 地方税への連結納税制度の導入

連結納税制度を地方税に導入することにより、企業の納税事務の簡素化及び国税と地方税の整合性確保を実現できますので、制度導入を推進いただくよう要望いたします。

(3) 事業所税の廃止・見直し

事業所税の従業者割については事業税付加価値割と同様の給与課税であり雇用促進と逆行する他、資産割についても固定資産税等との二重課税となっているため、地方税体系の整理統合・簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望いたします。なお、廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しは早急に実施いただくよう要望いたします。

(4) 償却資産税における償却計算を法人税と同一化

平成 19 年度税制改正において法人税法における償却計算方法が改正されましたが、それに伴って償却資産税における償却計算方法の改正が行われなかつたため、企業は二重管理を強いられています。申告実務の軽減を図るため、平成 19 年度税制改正で行われた償却計算方法に償却資産税の計算方法を合わせていただくよう要望いたします。

■ 加速する企業のグローバル化に即した事業環境整備に資する税制措置

3. 繰越欠損金の繰越控除期間の延長

繰越欠損金を保有しているにもかかわらず、その期限切れが生じると、通算では利益が出でていない苦境にある企業が課税されることになります。事業の継続性に配慮し、課税の公平性を確保するために、また企業の生産設備投資が増大し研究開発の長期化も進む中、投資回収の予見可能性を高め、長期的視野での投資拡大を後押しするためにも、欠損金の繰越控除期間の扱いについて、改善が必要と考えます。

米国が 20 年から無期限とする等、諸外国では無期限が主流となる中、わが国は 10 年と劣後しております、わが国企業の国際競争力強化のため、少なくとも過去の米国並みの 20 年までの延長を要望いたします。

なお、期間延長に際しては、帳簿の保存期間等についても企業実務の簡便化に配慮いただくよう要望いたします。

【諸外国の欠損金繰越控除期間】

米国・英国・仏・独・豪・香港・シンガポール⇒無期限
台湾・韓国⇒10 年

4. 国際関連税制の見直し

(1) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の適用判定基準の引下げ(16%未満)

平成 27 年度税制改正にて、外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）のトリガー税率を「20%未満」に、また 29 年度改正においては、BEPS プロジェクトの議論を踏まえ、トリガー税率制度を廃止し、ペーパーカンパニー等の扱いの切り分けや経済実質基準等による適用判定の導入等、制度が抜本改正されたところであります。

しかしながら、外国関係会社租税負担割合の基準については事務負担軽減のため 20% 未満として設定してあるものの、わが国企業が多く進出しているシンガポールでは 17%、2020 年に引き下げが予定されている英国では 18% など、昨今の各国の税率を考慮すると、必ずしも事務負担が軽減されるとも言えないことから、基準のさらなる引下げ（16%未満）を要望いたします。

なお、本制度の見直しにあたっては、わが国企業の国際競争力の維持を図りつつ、企業の事務負担軽減のため簡素な制度とするよう要望いたします。

(2) 外国税額控除制度の改善

控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグのために税額控除を受ける事ができないケースが発生しています。本制度の目的である国際的二重課税の解消をより確実にするため、また国際的な税負担のイコールフッティングを図るためにも、以下の項目について制度の見直しを要望いたします。

なお本制度の見直しに当たっては、国税だけでなく地方税においても同様の見直しがなされるように要望いたします。

- ①控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間の延長（3年 → 10年）
- ②控除限度超過額の損金算入制度の創設
 - ・控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認める
 - ・控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入を認める
- ③損金算入を選択した場合の控除余裕額の切捨て措置の廃止
- ④控除限度額計算に用いる法人税額は、試験研究費等の税額控除前の法人税額とすること

(3) 二国間租税条約の新規締結・改定の推進

今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の推進については、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとする一方、利子の源泉地国免税を進める等、一層の見直しを図ることを要望いたします。

特に親子間に係る源泉税の免税化は、「外国子会社配当益金不算入制度」の目的である日本への資金還流と再投資の促進を図ることができ、わが国企業の競争力強化に寄与することが期待されます。条約締結・改正交渉にあたっては、多くの日系企業が進出している中国を最優先とすることを要望いたします。

また、経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加しております。移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的二重課税の回避のために、二国間租税条約の新規締結を加速し租税条約ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望いたします。

さらに上記の他、インドおよびパキスタンとの租税条約において国際的にも例外的な条項である「技術上の役務」を使用料の適用範囲から削除することも要望いたします。

(4) 移転価格税制の見直し

移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、また国際的二重課税のリスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、わが国の企業の国際競争力強化に繋げるために、本税制について以下の項目の見直しを要望いたします。

- ①事前確認制度（APA）および相互協議の一層の迅速化、効率化
- ②「国外関連者」基準の見直し（出資比率50%以上⇒50%超）
- ③相互協議およびAPAの決着に伴う過年度修正について、
　　地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において
　　一括調整が図れる仕組みの創設
- ④相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること
- ⑤事務運営指針における価格調整金と寄附金との区分の明確化
- ⑥無形資産取引定義の明確化

(5) BEPS 対応関連

BEPS 対応にかかり、過大支払利子税制、所得相応性基準、タックスプランニング開示等が検討されていくなか、企業に過度な事務負担とならぬよう適切に対応いただくよう要望いたします。

5. 受取配当金の益金不算入制度の改善

国内受取配当金に関しては、平成 27 年度税制改正により株式等保有割合 100%未満～1/3超においては 100%、1/3以下～5%超においては 50%、5%以下は 20%が益金不算入となっており、益金算入部分については課税済みの利益に再度課税される二重課税の状態となっております。本来、受取配当金の益金不算入制度は二重課税を排除するための制度であり、持分割合に関係なく全額を益金不算入とするよう、制度の見直しを要望いたします。

また、益金不算入額の計算においては、関連法人株式等の保有区分にのみ規定されている負債利子控除について、他の保有区分の規定と同一とするため撤廃する他、95%が益金不算入とされている外国子会社からの配当について、国内投資の促進のため全額を益金不算入とされる措置を要望いたします。

6. その他の法人税制の見直し

【国税】

(1) 役員給与に係る「業績運動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和

平成 28 年度および 29 年度税制改正において、本制度は改善はされているものの、まだ制度導入を見送る企業が多いのが現状です。さらに企業が制度を有効活用できるよう、引き続き損金算入の要件を緩和していただくよう要望いたします。

特に、「業績運動給与」の執行役が委員になっている報酬委員会の決定は除かれるという要件については緩和を要望いたします。

(2) 寄附金の損金算入限度額の見直し

損金算入限度額は資本金等の額に応じ変動するところ、組織再編や自己株式の取得により資本金等の額が僅少またはマイナスとなる場合があります。

法人事業税の資本割と平仄を合わせるべく、資本金等の額が資本金および資本準備金の額を下回る場合には、資本金および資本準備金の額を基礎に損金算入限度額を算定するよう要望いたします。

【地方税】

(3) 債却資産に係る固定資産税の廃止

債却資産に係る固定資産税は諸外国には無い稀な課税制度であり、また他の投資優遇税制等を活用した場合でも、本制度による課税で投資優遇効果が減殺されてしまうこともあり、本制度がわが国企業の国際競争力の低下や、装置産業の国外流出を引き起こす要因のひとつになっています。国際的イコールフッティングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、国内の雇用増の実現等の効果が期待されますので、債却資産に係る固定資産税の廃止を要望いたします。

なお、廃止ができない場合にも、中小企業を対象としている生産性向上特別措置法の債却資産税減免措置を大企業にも適用拡大する等、拡充をいただくよう要望いたします。

以上

